

中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 中津川市及び恵那市（以下「両市」という。）が計画している広域ごみ処理施設の建設候補地（以下「建設候補地」という。）を検討するため、中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 広域ごみ処理施設整備基本構想の策定に関すること。
- (2) 建設候補地の選定に関すること。
- (3) その他両市が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから両市の市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 (3人)
- (2) 地域住民を代表する者 (4人)
- (3) 経済団体を代表する者 (2人)
- (4) 一般廃棄物収集運搬事業を代表する者 (2人)
- (5) 行政を代表する者 (2人)
- (6) その他両市が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長2人を置く。

2 委員長及び副委員長は、学識経験を有する者である委員のうちから両市が協議の上で指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した席順によって、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第6条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、両市の市長が委嘱又は任命する。

3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて会議に出席し、専門的知見から助言又は協力をを行うものとする。

(オブザーバーの任期)

第7条 オブザーバーの任期は、第2条の所掌事務が終了するまでとする。ただし、当該オブザーバーが欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。ただし、委員長が選出されるまでは両市の市長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（会議の公開）

第9条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、出席委員の過半数の賛成により、非公開とすることができます。

（委員の秘密保持）

第10条 委員及びオブザーバーは、役職上知り得た秘密及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、任期が終了した後も同様とする。

（謝礼金の支払）

第11条 委員及びオブザーバーが会議に出席したときは、謝礼金を支払うことができる。
（庶務）

第12条 委員会の運営及び庶務は、中津川・恵那広域行政推進協議会において処理する。
（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年6月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、第2条の所掌事務が終了した日限り、その効力を失う。ただし、第10条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。